

令和8年6月24日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

住田町長 神田 謙一

市町村名 (市町村コード)	住田町 (441)
地域名 (地域内農業集落名)	五葉下・中 (五葉下・五葉中)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年6月17日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【五葉下】高齢化により、遊休農地が増加している。比較的農地はまとまっているが、圃場整備が未実施であり、大型の機械作業が困難である。集落の中心となる農業者が少ない。
 【五葉中】高齢化により、遊休農地が増加している。認定農業者が少ないことから、集落の中心となる農業者が少ない。専業農家もあるが、大半が自家用栽培であり、後継者は十分ではない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域計画については定期的に見直しを行い、変更が生じた場合は各農林業振興会単位で協議を行い、決定することとする。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	54.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	54.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、耕作を継続できなくなった農地については保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
受け手となる担い手が確保された場合は、担い手に農地を集積する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の農地の貸し借りにあたっては、農地中間管理機構の活用を促進していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地が比較的まとまっている寒倉地区において、基盤整備事業を導入するべく合意形成を図っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者の他、新規就農者など地域内外から多様な経営体を確保するため、JAや県、町などの関係機関と連携して農地の斡旋や農作物の栽培技術指導などの支援を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現時点で取組の予定はなし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防護柵を設置する。
- ⑧長年耕作されておらず管理のみを実施している農地については、鶏舎を建設するなど農業用施設として活用し、就農人口の増加を図る。